

令和5年

# 三好市教育委員会8月定例会

日 時 令和5年8月17日(木) 午前11時00分  
場 所 三好市教育委員会 会議室

ふるさと  
「郷土を愛し、生涯を通して『学び』を実現する教育の創造」

三好市教育委員会

# 令和5年三好市教育委員会8月定例会次第

## 1 開会

## 2 報告

## 3 承認

令和5年三好市教育委員会7月定例会会議録の承認について

## 4 議案

第19号 令和5年度9月補正予算案について

第20号 2023年度 小中学校電子黒板購入事業の物品購入契約  
について

第21号 三好市教育振興計画審議会への諮問について

## 5 その他

# 行 事 一 覧 表

令和5年7月21日 ～ 令和5年8月16日

行 事 名	開催月日	場 所	備 考
「社会を明るくする運動」三好地区決起大会	7/22	吉野川ハイウェイオアシス	
みよし水泳フェスティバル	7/23	池田中学校プール	
アイランドリーグプラス公式戦(徳島vs高知)	〃	池田球場	
社会教育委員会	7/25	総合体育館	※
第二三好寮・三好市地域利便性施設(仮称)起工式	7/29	サンライズ跡地	※
庁議	8/3	本庁	
薦文也杯選抜野球大会	8/2・3・5	池田球場・相川球場	※
臨時教育長会	8/7	オンライン	
学校閉庁日	8/13～8/16		

## 【行事予定】

三好教育研究発表会	8/17(木)	13:00	総合体育館
三好郡・市中学校弁論大会	8/18(金)	9:00	三好教育センター
臨時管区別教育長会	8/28(月)	10:00	東みよし町教育委員会
議会(開会)	9/4(月)	10:00	本庁
中学校文化祭・各小中運動会・体育祭	9/10(土)～9/24(日)		各幼・小・中学校
議会(一般質問・議案質疑)	9/12(火)・13(水)・14(木)	10:00	本庁
議会(文教厚生委員会)	9/15(金)	10:00	〃
県教育委員会学校訪問	9/21(木)～10/12(木)		各小・中学校
議会(閉会)	9/25(月)	10:00	本庁
定例教育委員会	9/26(火)	14:00	教育委員会室

## 議案第19号

### 令和5年度9月補正予算案について

令和5年三好市議会9月定例会議に提出される令和5年度教育委員会関係部局の補正予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により意見を求める。

令和5年8月17日提出

三好市教育委員会  
教育長 竹内 明裕

- 1 補正予算内容  
(省 略)

議案第20号

2023年度 小中学校電子黒板購入事業の物品購入契約について

令和5年三好市議会9月定例会議に提出される2023年度 小中学校電子黒板購入事業の物品購入契約について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により意見を求める。

令和5年8月17日提出

三好市教育委員会  
教育長 竹内 明裕

- 1 契約の内容  
(省略)

議案第21号

三好市教育振興計画審議会への諮問について

第2期三好市教育振興計画の基本計画の見直しに係る調査審議について次のとおり諮問する。

令和5年8月17日提出

三好市教育委員会  
教育長 竹内 明裕

- 1 諮問の相手方  
三好市教育振興計画審議会
- 2 諮問の内容  
別紙のとおり

(案)

三好市教学第 号

令和5年 月 日

三好市教育振興計画審議議会会長 様

三好市教育委員会

教育長 竹内 明裕

三好市教育振興計画（基本計画）の策定について（諮問）

このことについて、三好市教育振興計画審議会条例並びに三好市教育振興計画策定に関する要綱第3条に基づき、次の事項を諮問いたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

諮問事項

○第2期三好市教育振興計画（2019（平成31）年度から2028（令和10）年度）の基本計画の見直しについて

○三好市教育振興計画審議会条例

平成29年3月23日

条例第6号

改正 令和2年9月25日条例第32号

(設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づき、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を策定するにあたり、必要な事項を調査審議するため、三好市教育振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、三好市教育振興計画の策定に関し、必要な調査と審議を行い、三好市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学校教育の関係者
- (3) 社会教育の関係者
- (4) 公募による市民
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、答申までの期間とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項第2号の委員がその職を失った場合は、任期中でも委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長は委員の互選により選任し、副会長は会長が指名する。

3 会長は会務を総括し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理す



る。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。ただし、最初の会議は教育長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じ委員以外の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 5 会議は、原則として公開とする。
- 6 第1項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を委員に送付し、賛否を問い、会議に代えることができる。
- 7 第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第2項及び第3項中「出席」とあるのは「署名」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 審議会に関する庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年9月25日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

○三好市教育振興計画策定に関する要綱

平成19年11月28日

教育委員会告示第21号

改正 平成22年4月1日教委告示第41号

平成26年10月21日教委告示第27号

令和2年3月27日教委告示第9号

令和2年9月28日教委告示第23号

(趣旨)

第1条 この要綱は、三好市教育振興計画(以下「教育振興計画」という。)の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育振興計画の構成)

第2条 教育振興計画は、基本構想及び基本計画で構成するものとする。

(基本構想)

第3条 基本構想は、中・長期的な視点に立ち、本市の教育の基本理念を示すものであり、本市の教育の目指すべき将来像及びそれを達成するために必要な振興施策の大綱を定めるものとする。

2 基本構想の推進期間は、おおむね10年程度とする。

3 基本構想は、教育長が三好市教育振興計画審議会(以下「審議会」という。)に諮った後、教育委員会が定める。

(基本計画)

第4条 基本計画は、基本構想で定めた将来像及び振興施策の大綱を具体化するための指針として、国、県の教育改革の動向も考慮し、定めるものとする。

2 基本計画期間は、おおむね5年程度とする。

3 基本計画は、教育長が審議会に諮った後、教育委員会が定める。

(策定委員会の設置)

第5条 教育振興計画の策定を計画的かつ円滑に推進するため、庁内に策定委員会を設置する。

(策定委員会の所掌事務)

第6条 策定委員会は次の各号に掲げる事項を調整する。

(1) 教育振興計画の策定に関すること。

(2) その他教育振興計画の策定のため、必要な事項に関すること。

(策定委員会の組織)

第7条 策定委員会は委員長、副委員長、委員をもって組織する。

2 委員長は、教育次長をもって充て、会務を総理する。

3 副委員長は、学校教育課長をもって充て、委員長を補佐し、委員長事故ある時はその職務を代理する。

4 委員は、次に掲げる者の中から委員長が委嘱する。

(1) 教育委員会各職員

(2) 幼稚園、小学校、中学校の各教職員

(3) 関係行政機関の職員

(策定委員会の会議)

第8条 策定委員会の会議は、委員長が必要と認めるとき招集する。ただし、委員長が策定委員会の会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を委員に送付し、審議することをもって策定委員会の会議に代えることができる。

2 策定委員会の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員長は、必要と認める場合にあっては、意見又は説明を求めるため関係職員を会議に出席させることができる。

(専門部会)

第9条 策定委員会に専門的事項を調査・検討するための専門部会として、総務・学校部会、社会教育部会を置く。

2 各専門部会長に、総務・学校部会は学校教育課長、社会教育部会は社会教育課長をもって充てる。

3 専門部会は各専門部会長が招集し、その会議の議長となる。

(事務局)

第10条 策定委員会の事務局は、三好市教育委員会学校教育課に置く。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日教委告示第41号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年10月21日教委告示第27号)

この要綱は、平成26年10月21日から施行する。

附 則(令和2年3月27日教委告示第9号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年9月28日教委告示第23号)

この告示は、令和2年10月1日から施行する。